

文教委員会資料①

1 令和3年第4回定例会提出予定議案の説明

- (5) 議案第172号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

資 料 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条
例新旧対照表

こども未来局

(令和3年11月25日)

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

条例改正後	条例改正前
<p>○川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第56号</p>	<p>○川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第56号</p>
<p>目次</p>	<p>目次</p>
<p>第1章 総則（第1条～第22条） 第2章 助産施設（第23条～第26条） 第3章 乳児院（第27条～第36条） 第4章 母子生活支援施設（第37条～第44条） 第5章 保育所（第45条～第52条） 第6章 児童厚生施設（第53条～第56条） 第7章 児童養護施設（第57条～第65条） 第8章 福祉型障害児入所施設（第66条～第74条） 第9章 医療型障害児入所施設（第75条～第77条） 第10章 福祉型児童発達支援センター（第78条～第82条） 第11章 医療型児童発達支援センター（第83条～第86条） 第12章 児童心理治療施設（第87条～第92条） 第13章 児童自立支援施設（第93条～第101条） 第14章 児童家庭支援センター（第102条～第104条） 第15章 雑則（第105条） 附則 （乳児院の長の資格等）</p>	<p>第1章 総則（第1条～第22条） 第2章 助産施設（第23条～第26条） 第3章 乳児院（第27条～第36条） 第4章 母子生活支援施設（第37条～第44条） 第5章 保育所（第45条～第52条） 第6章 児童厚生施設（第53条～第56条） 第7章 児童養護施設（第57条～第65条） 第8章 福祉型障害児入所施設（第66条～第74条） 第9章 医療型障害児入所施設（第75条～第77条） 第10章 福祉型児童発達支援センター（第78条～第82条） 第11章 医療型児童発達支援センター（第83条～第86条） 第12章 児童心理治療施設（第87条～第92条） 第13章 児童自立支援施設（第93条～第101条） 第14章 児童家庭支援センター（第102条～第104条） 第15章 雑則（第105条） 附則 （乳児院の長の資格等）</p>
<p>第31条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、基準省令第22条の2第1項に規定する厚生労働大臣が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p>	<p>第31条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、基準省令第22条の2第1項に規定する厚生労働大臣が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p>

条例改正後	条例改正前
<p>(1) 小児保健に関して学識経験を有する医師</p> <p>(2) 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>(3) 乳児院の職員として3年以上勤務した者</p> <p>(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は基準省令第22条の2第1項第4号に規定する厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの</p> <p>ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、<u>相談援助業務</u>（法第13条第3項第2号に規定する<u>相談援助業務</u>をいう。以下同じ。）（国、都道府県又は市町村の内部組織における<u>相談援助業務</u>を含む。）に従事した期間</p> <p>イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、<u>相談援助業務</u>に従事した期間</p> <p>ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。）</p> <p>2 乳児院の長は、2年に1回以上、その資質の向上のため、基準省令第22条の2第2項に規定する厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>（母子生活支援施設の長の資格等）</p>	<p>(1) 小児保健に関して学識経験を有する医師</p> <p>(2) 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>(3) 乳児院の職員として3年以上勤務した者</p> <p>(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は基準省令第22条の2第1項第4号に規定する厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの</p> <p>ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、<u>児童福祉事業</u>（国、都道府県又は市町村の内部組織における<u>児童福祉に関する事務</u>を含む。）に従事した期間</p> <p>イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、<u>社会福祉事業</u>に従事した期間</p> <p>ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。）</p> <p>2 乳児院の長は、2年に1回以上、その資質の向上のため、基準省令第22条の2第2項に規定する厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>（母子生活支援施設の長の資格等）</p>
<p>第39条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、基準省令第27条の2第1項に規定する厚生労働大臣が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1) 精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する医師</p> <p>(2) 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>(3) 母子生活支援施設の職員として3年以上勤務した者</p>	<p>第39条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、基準省令第27条の2第1項に規定する厚生労働大臣が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1) 精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する医師</p> <p>(2) 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>(3) 母子生活支援施設の職員として3年以上勤務した者</p>

条例改正後	条例改正前
<p>(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は基準省令第27条の2第1項第4号に規定する厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの</p> <p>ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、<u>相談援助業務</u>（国、都道府県又は市町村の内部組織における<u>相談援助業務</u>を含む。）に従事した期間</p> <p>イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、<u>相談援助業務</u>に従事した期間</p> <p>ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。）</p> <p>2 母子生活支援施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のため、基準省令第27条の2第2項に規定する厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>（児童養護施設の長の資格等）</p> <p>第59条 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、基準省令第42条の2第1項に規定する厚生労働大臣が指定する者が行う児童養護施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1) 精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する医師</p> <p>(2) 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>(3) 児童養護施設の職員として3年以上勤務した者</p> <p>(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は基準省令第42条の2第1項第4号に規定する厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの</p>	<p>(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は基準省令第27条の2第1項第4号に規定する厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの</p> <p>ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、<u>児童福祉事業</u>（国、都道府県又は市町村の内部組織における<u>児童福祉に関する事務</u>を含む。）に従事した期間</p> <p>イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、<u>社会福祉事業</u>に従事した期間</p> <p>ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。）</p> <p>2 母子生活支援施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のため、基準省令第27条の2第2項に規定する厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>（児童養護施設の長の資格等）</p> <p>第59条 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、基準省令第42条の2第1項に規定する厚生労働大臣が指定する者が行う児童養護施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1) 精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する医師</p> <p>(2) 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>(3) 児童養護施設の職員として3年以上勤務した者</p> <p>(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は基準省令第42条の2第1項第4号に規定する厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの</p>

条例改正後	条例改正前
<p>ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、<u>相談援助業務</u>（国、都道府県又は市町村の内部組織における<u>相談援助業務</u>を含む。）に従事した期間</p> <p>イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、<u>相談援助業務</u>に従事した期間</p> <p>ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。）</p>	<p>ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、<u>児童福祉事業</u>（国、都道府県又は市町村の内部組織における<u>児童福祉に関する事務</u>を含む。）に従事した期間</p> <p>イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、<u>社会福祉事業</u>に従事した期間</p> <p>ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。）</p>
<p>2 児童養護施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のため、基準省令第42条の2第2項に規定する厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>（児童心理治療施設の長の資格等）</p>	<p>2 児童養護施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のため、基準省令第42条の2第2項に規定する厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>（児童心理治療施設の長の資格等）</p>
<p>第89条 児童心理治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、基準省令第74条第1項に規定する厚生労働大臣が指定する者が行う児童心理治療施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で見識が高く、児童心理治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>（1） 精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する医師</p> <p>（2） 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>（3） 児童心理治療施設の職員として3年以上勤務した者</p> <p>（4） 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は基準省令第74条第1項第4号に規定する厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの</p> <p>ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、<u>相談援助業務</u>（国、都道府県又は市町村の内部組織における<u>相談援助業務</u>を含む。）に従事した期間</p> <p>イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、<u>相談援助業務</u>に</p>	<p>第89条 児童心理治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、基準省令第74条第1項に規定する厚生労働大臣が指定する者が行う児童心理治療施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で見識が高く、児童心理治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>（1） 精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する医師</p> <p>（2） 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>（3） 児童心理治療施設の職員として3年以上勤務した者</p> <p>（4） 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は基準省令第74条第1項第4号に規定する厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの</p> <p>ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、<u>児童福祉事業</u>（国、都道府県又は市町村の内部組織における<u>児童福祉に関する事務</u>を含む。）に従事した期間</p> <p>イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、<u>社会福祉事業</u>に</p>

条例改正後	条例改正前
<p>従事した期間</p> <p>ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。）</p> <p>2 児童心理治療施設の長は、2年に1回以上、その資格の向上のため、基準省令第74条第2項に規定する厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>（児童自立支援施設の長の資格等）</p> <p>第95条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）第622条に規定する人材育成センター（以下「人材育成センター」という。）が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1) 精神保健に関して学識経験を有する医師</p> <p>(2) 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>(3) 児童自立支援専門員の職にあった者その他児童自立支援事業に5年以上（人材育成センターが行う児童自立支援専門員として必要な知識及び技能を習得させるための講習の課程（以下「講習課程」という。）を修了した者にあつては、3年以上）従事した者</p> <p>(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が5年以上（人材育成センターが行う講習課程を修了した者にあつては、3年以上）であるもの</p>	<p>従事した期間</p> <p>ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。）</p> <p>2 児童心理治療施設の長は、2年に1回以上、その資格の向上のため、基準省令第74条第2項に規定する厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>（児童自立支援施設の長の資格等）</p> <p>第95条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）第622条に規定する人材育成センター（以下「人材育成センター」という。）が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1) 精神保健に関して学識経験を有する医師</p> <p>(2) 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>(3) 児童自立支援専門員の職にあった者その他児童自立支援事業に5年以上（人材育成センターが行う児童自立支援専門員として必要な知識及び技能を習得させるための講習の課程（以下「講習課程」という。）を修了した者にあつては、3年以上）従事した者</p> <p>(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が5年以上（人材育成センターが行う講習課程を修了した者にあつては、3年以上）であるもの</p>

条例改正後	条例改正前
<p>ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、<u>相談援助業務</u>（国、都道府県、法第59条の4第1項に規定する指定都市又は児童相談所設置市の内部組織における<u>相談援助業務</u>を含む。）に従事した期間</p> <p>イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、<u>相談援助業務</u>に従事した期間</p> <p>ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。）</p> <p>2 児童自立支援施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のため、<u>基準省令第81条第2項</u>に規定する厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p>	<p>ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、<u>児童福祉事業</u>（国、都道府県、法第59条の4第1項に規定する指定都市又は児童相談所設置市の内部組織における<u>児童福祉に関する事務</u>を含む。）に従事した期間</p> <p>イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、<u>社会福祉事業</u>に従事した期間</p> <p>ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。）</p> <p>2 児童自立支援施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のため、<u>基準省令第81条第2項</u>に規定する厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p>